

**平成28年度亀岡市放課後児童会入会申し込みの受け付け**

**受付期間** 1月18日(月)～  
2月12日(金)

**受付場所・時間**

○各放課後児童会  
午後3時～6時

○市役所4階社会教育課  
午前9時～午後7時

※期間終了後も社会教育課(午前9時～午後5時15分)で随時受け付けますが、希望日に入会できない場合があります。

**対象** 平成28年4月現在で、亀岡市立の各小学校に在学する1年生～5年生で、平成28年4月から放課後児童会への入会を希望する児童

※ただし、小学4年生および5年生の児童については、小学校の春休み、夏休み、冬休み期間中の入会に限ります。

**入会資格** 保護者および同居の親族、その他の者が就労や病

気などの理由で保育ができない場合

**申し込み** 申請書は、各放課後児童会、社会教育課に備えています。申請書に必要事項を記入の上、必要書類とスポーツ安全保険掛金(1人につき800円)を添えて申し込んでください。

**問** 市役所4階社会教育課  
TEL25-5199、FAX25-5513  
(社会教育課)

**南丹都市計画の変更などに関する都市計画案の縦覧(閲覧)**

京都府決定の都市計画案(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、市街化区域および市街化調整区域との区分の変更)の閲覧ならびに亀岡市決定の都市計画案(用途地域、土地区画整理事業および特別用途地区の変更、ならびに地区計画の決定など)を縦覧します。

**縦覧期間** 1月26日(火)～2月9日(火)(閉庁日を除く)

**縦覧時間** 午前8時30分～午後5時15分

※縦覧期間中、住民および利害関係人は、京都府決定分については京都府知事に、亀岡市決定分については亀岡市長に意見書を提出できます。意見書の様式は縦覧場所に備え付けています。

**縦覧場所** 京都府決定分は京都府都市計画課、京都府南丹土木事務所、亀岡市役所都市計画課で、亀岡市決定分は亀岡市役所都市計画課で閲覧することができます。

**問** 京都府都市計画課  
TEL075-414-5328  
FAX075-414-5329  
市役所2階都市計画課  
TEL25-5040、FAX23-5000  
(都市計画課)

**こんなときには14日以内に国民健康保険の手続きを**

次のときは、世帯主は14日以内に市役所国民健康保険の窓口へ届け出をしてください(必要書類がお手元にそろわない場合も14日以内に届け出をしてください)。前の保険が切れた日から14日を過ぎると、加入手続きの届け出までにかかった医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

※各種届出や申請の手続きには個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提示が必要です。

●国民健康保険に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市に転入してきたとき	印鑑・他の市町村の転出証明書
職場などの健康保険をやめたとき(扶養家族から外れたとき)	印鑑・職場の健康保険等資格喪失証明書または、脱退連絡票
子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書

※上記のほか、国民健康保険料納付の振替を希望する口座のキャッシュカードもしくは通帳・届出印が必要です。

●国民健康保険をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市から転出するとき	印鑑・国民健康保険証
職場などの健康保険に加入したとき(扶養家族になったとき)	印鑑・国民健康保険証・職場の健康保険証(扶養分も含め)
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証・会葬礼状ハガキまたは葬儀領収書等・葬祭費支給を受ける振込口座
生活保護を受けることになったとき	印鑑・国民健康保険証・保護開始決定通知書

●その他の変更があったとき

こんなとき	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑・国民健康保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	印鑑・国民健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑・届出本人を確認できるもの・使えなくなった国民健康保険証
修学のために子どもがほかの市町村に転出するとき	印鑑・国民健康保険証・在学証明書(または学生証)

**特殊詐欺に注意!「うちはだまされへんで」大作戦展開中～亀岡警察署～**